

「福島県総合評価方式実施要領附則第2項で規定する別に定めるものについて」

(平成30年3月20日最終改正)

(対象工事)

1 契約権者は、条件付一般競争入札に付す工事の中から次に掲げる工事を対象に、設計金額5千万円以上5億円未満のものについて実施することができるものとする。

なお、評価項目及び配点は特別簡易型と同様とする。

(1) 津波被災地の復興工事

(学識経験者の意見聴取等)

2 学識経験者の意見聴取等については、次の各号により行うものとする。

(1) 契約権者は、落札者決定基準を定めようとするときには、2人以上の学識経験を有する者の意見をあらかじめ聴かなければならない。なお、この場合、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

(2) 契約権者は、(1)の聴取の結果、学識経験者から意見(異議のない旨を除く。)が出された場合、その結果について学識経験者意見聴取書(総合評価方式実施要領様式第5号)により入札参加条件等審査委員会(条件付一般競争入札に付す工事の場合は、工事執行権者が本庁の課長であるときは工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱(平成19年3月30日付け18財第6403号総務部長依命通達。以下「資格設定要綱」という。)第3条で定める本庁入札参加条件等審査委員会、工事執行権者が公所長であるときは資格設定要綱第7条で定める地方入札参加条件等審査委員会。以下同じ。)に報告し、その取扱いについて諮るものとする。

(3) 契約権者が知事の場合は、工事執行権者が意見聴取の事務を行うものとする。

(入札公告等)

3 工事執行権者は、入札公告及び入札説明書において、総合評価方式(復興型)の対象工事であること、総合評価に関する評価項目及び評価基準、総合評価の方式(特別簡易型と記載された名称を復興型に置き換える。)並びに落札者の決定方法を明示するものとする。

また、公告期間については、質問回答期間等を勘案の上、建設業法の範囲内で最大5日間短縮することができるものとする。

(技術提案書の審査)

4 技術審査会の審査を省略することができる。ただし、入札執行権者又は工事執行権者が必要と認める場合は、この限りではない。

(総合評価の方法)

5 総合評価の方法は、入札参加希望者が提案した技術提案の各評価項目を点数化した得点の合計(以下「加算点」という。)に、標準点である100点を加えた点数を当該入札者の

入札価格から算出した評価値算出価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

（落札者の決定）

6 落札者の決定については、次の各号によるものとする。

(1) 落札者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、4の規定によって得られた評価値が最も高い者とする。

(2) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を定める。

（評価結果等の公表）

7 工事執行権者は、総合評価方式評価結果（総合評価方式実施要領様式第2号）（特別簡易型と記載された名称を復興型に置き換える）及び総合評価方式入札結果（総合評価方式実施要領様式第4号）により公表するものとする。ただし、議会の議決に付すべき契約にあつては、仮契約締結後に総合評価方式実施要領様式第4号、本契約締結後に総合評価方式実施要領様式第2号を公表するものとする。

（落札者となれなかった者に対する理由の説明）

8 落札者となれなかった者に対する理由の説明については、次の各号によるものとする。

(1) 落札者となれなかった者は、入札執行権者に対し、その理由について書面により説明を求めることができるものとする。

(2) (1)の規定により説明を求められた入札執行権者は、書面により回答を行うとともに、その内容について、工事執行権者に報告するものとする。なお、回答書面に再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(3) 報告を受けた工事執行権者は、主務課長及び主管課長を経由して入札監理課長に報告するものとする。

(4) (2)に規定する回答に不服がある者は、再苦情の申立てをすることができる。なお、再苦情の申立ての手續は、福島県入札及び契約の手續等に関する再苦情処理要領（平成16年3月5日付け15財第182号総務部長依命通達）の規定によるものとする。